

水 第 1529号  
令和5年3月7日

新発田市指定給水装置工事事業者 各位

新発田市水道事業  
新発田市長 二階堂 馨

修繕報告書に添付する書類の追加について(通知)

日頃より、新発田市水道事業に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

市水道局では、これまで給水装置の破損等による漏水減免申請については、申請書と合わせて提出される修繕報告書の図面を確認し減免の可否を判定してまいりました。

しかしながら、図面だけでは正確な判断が難しく、聞き取りにより判断せざるを得ないケースや、多くの時間を要するケースが確認されております。

公平性を保つため、また、より正確で迅速な確認作業を進めるため、令和5年4月1日以降に提出する修繕報告書から新たに漏水状況及び修理完了が確認できる写真を添付することといたしましたのでお知らせします。

指定事業者の皆様におかれましては、漏水修理の際には必ず写真撮影をしていただき、減免申請を行う場合は修繕報告書に添付していただくようお願い申し上げます。

※漏水状況・修理状況について聞き取りを行う場合があるため、修繕報告書の提出は必ず指定給水装置工事事業者が行ってください。

担当:  
新発田市水道局業務課給水係  
電話 0254-23-7192